

本調書の様式及び作成要領については前記通達に示されているところであるが、その作成にあたっては、特に次の事項に留意すること。

(イ) 債権現在額（履行期限到来額）と収納未済歳入額との差額調

a 「債権現在額（履行期限到来額）」欄には、本年度発生債権分及び前年度以前発生債権分ごとに債権管理計算書の履行期限到来額と徴収停止分の額の合計額を記入し、徴収停止分の額を上段に（ ）内書で記載すること。

b 「収納未済歳入額」欄は、本年度分及び前年度以前分ごとに収納未済歳入額を区分して記載すること。「計（B）」欄は、歳入決算報告書の収納未済歳入額に一致するものであること。

c 「差額を生じている理由」欄は、差引増△減額の金額について、その差額を生じている理由別に記載すること。

(例) (a) 国内部の受払いは、債権現在額報告の対象としないため差額を生じている場合。

国内部（〇〇会計）のもの

△〇〇円

(b) 当該年度の3月に納付期限を翌年度の4月として調査決定したものは、歳入決算報告書においては収納未済歳入額として計上されるが、債権現在額報告書においては、履行期限未到来額欄に計上されるため差額を生じている場合。

〇〇年4月に納付期限を定めているため

履行期限未到来のもの

△〇〇円

(c) 履行延期の特約をした債権で、債権金額を適宜分割して履行期限を定めたものに係る債権現在額については、履行期限を経過している部分に相当する金額は履行期限到来額に、履行期限を経過していない部分に相当する金額は履行期限未到来額にそれぞれ区分することとなるので、差額を生じている場合。

履行期限未到来のもの

△〇〇円

(d) 債務者の住所等が不明のため歳入の調査決定ができずに差額を生じている場合。

債務者の住所等が不明のため未調定のもの

〇〇円

(e) 労災保険法第12条の3第1項の規定による不正受給者からの費用徴収金並びに賃確法第8条第1項の規定による不正受給者からの返還金を

(目) 雑入で調査決定しているため差額を生じている場合。

返納金債権（不正受給者からの費用徴収

金等）を（目）雑入で調定しているもの

△〇〇円

(ロ) 徴収停止の整理をした債権の調

債権管理計算書の「本年度末現在額」欄の「徴収停止分」欄に計上された金額について記載すること。

(ハ) 不納欠損額内訳調

a 債権管理計算書の「消滅額」欄に計上された額のうち不納欠損による金額について記入すること。

b 歳入決算報告書に計上された不納欠損額の計とは必ず一致すること。

c 国税滞納処分の例によって徴収する債権については、歳徴程第27条第1項第4号（みなし整理）の適用はないこと（債管法第2条第2項第2号）。

第 5 章 訟務事務

1 債権管理と訟務事務

(1) 法務大臣に対して要求する措置の種類

歳入徴収官等は、権限法により法務大臣の権限に属するとされている事項に関する事務については、自ら行うことはできない（債管法 2 条 2 項 1 号）（参考 7 7）。したがって、例えば、時効中断として納入の告知を行うことは歳入徴収官等の権限であるが、裁判上の請求によって時効の中断を行おうとするときなど訴訟手続による債権の保全、強制履行の請求等を行う場合は、法務大臣への依頼が必要となる（同法 1 5 条、1 8 条 2 項、4 項、2 8 条等）。

歳入徴収官等から法務大臣に対して依頼する措置の主なもの、次のとおり。

- ア 担保権の実行、強制執行の申立、配当要求等の執行手続
- イ 訴訟手続による履行の請求
- ウ 破産宣告の申立、破産債権等の届出等の破産手続における行為
- エ 和議条件・更生計画案についての同意
- オ 仮差押え・仮処分
- カ 詐害行為取消訴訟
- キ 履行延期の特約等に代わる即決和解
- ク 裁判上の和解及び民事調停法による調停

(2) 依頼手続

歳入徴収官等は、法務大臣に対し強制履行等の請求等の措置を依頼する場合には、その措置に関して必要な事項を明らかにした書面を法務大臣（実際は、債務者の住所地を管轄する法務局長又は地方法務局長）に送付しなければならない。（債管規則 2 1 条）（参考 7 9）。具体的には、昭和 3 2 年 1 月 1 0 日付け蔵計第 1 0 5 号大蔵大臣通達の記第 4 「法務大臣に対し強制履行の請求等の措置を求める場合の取扱いについて」によること。

なお、依頼前に法務局へ相談する場合には、債権の内容の確認に努めるとともに、特に①依頼前に債務者と十分折衝し、可能な限り即決和解の手続により処理することができるよう努めること、②債務の存在を争う意思の有無の確認、③消滅時効の完成が迫っている事案については、速やかに対応すること、④債務者複数の場合、一部の者のみに対し手続を依頼するときは、その旨及び理由を記載すること等、できる限り明確にしたうえで相談すること。

(3) 処理順序

歳入徴収官等が債管法第15条3号の規定に基づく訴訟手続又は同法第28条の規定に基づく即決和解の手続を法務局又は地方法務局（以下「法務局」という。）へ求める場合、法務局より手続の指導を受けることになるが、原則として、手続の実効性確保と手数料節約のため次の順序により処理するものとされている。

- ① まず、債務者に対して即決和解の折衝をし、債務者がこれに応ずるときは、即決和解の申立てをする。
- ② 債務者が即決和解に応じない場合において、債務の存在又は金額等につき争う意思が明らかでないときは、支払督促の申立てをする。
- ③ 上記①②による解決が困難又は不適當と認められるときは、本訴を提起する。
- ④ 即決和解の折衝に着手後おおむね6か月を経過しても成立の見込みが立たないときは（消滅時効完成のおそれがあるときは、その完成前に）、支払督促の申立てをし、又は本訴を提起する。

本来、依頼前に十分法務局と協議をしたうえで、依頼すべきであるが、依頼後に状況の変化等により措置を変更するよう（例えば、支払督促を即決和解に変更）法務局より指導された場合は、再度、十分協議のうえ、必要に応じ、依頼の取下げ及び新たな依頼を行うこと。

2 即決和解

(1) 概 説

簡易裁判所で行われる訴え提起前の和解（民訴法第275条）を起訴前の和解又は即決和解と呼んでいる（参考80）。（通常、「即決和解」という用語を用いることが多い。）

即決和解は、当事者間で合意に達した権利義務関係について、訴訟手続、督促手続、調停手続等によらない簡易迅速な手続で裁判所の判断を求めたうえ、その結果を調書に記載してもらうことによって訴訟上の和解としての効力（民訴法267条＝確定判決と同一の効力）を得る手続である（参考81）。

履行延期の特約等により履行期限を延長することについて、当事者の間に合意が成立する機会において、既判力のある債務名義（和解調書）を取得しておいた方が、今後の債権の取立てを円滑にし、又は当事者間の紛争を解決できるなど、債権の保全上適切であると認められる事案等には有効な手段である。（債管法第28条）（参考82）

即決和解の対象となる権利関係は、当事者の自由な処分に親しむものであれば、格別の制限はない。即決和解は、強制執行のための債務名義を得る手段としては最も簡易な手続であるため、法務局が歳入徴収官等から債権の強制履行手続の依頼を受けた場合に最初に検討すべき手続とされている。

即決和解についても、民事上の紛争の存在が必要と解されているが、実務上は、権利関係の存否や内容、範囲に関する対立主張のみでなく、権利関係の不確実や権利実行の不安全をも含む緩やかな解釈が行われているのが大勢である。

(2) 依頼手続

即決和解の申立手続は、法務局への依頼を端緒として開始される。

歳入徴収官等が法務局長に依頼する場合の要領については、財務大臣通達が出されている(昭32. 1. 10蔵計105)。

① 依頼前の確認注意事項

イ 消滅時効完成時期の確認

まず、依頼する債権について消滅時効の完成時期が切迫していないか、時効中断措置が適切に執られているかどうかを確認すること。

債権の消滅時効は、権利を行使し得る時から進行するが(民法166条)(参考83)、時効期間は、債権の種類によって異なるので、債権の種類及び時効期間を確かめたくえ、消滅時効完成の有無や時効中断の措置が執られているかどうかを調査すること。調査の結果、時効の完成時期が切迫しているときは、これを完成させてしまうことのないよう、急いで時効中断の措置を執ること。

ロ 相手方の住所の確認

相手方の住所又は居所によって即決和解申立ての管轄裁判所が決まる(民訴法275条1項)。

相手方と連絡がとれない場合は、調査し、その結果、管轄外に住所を異動していることが判明したときは、速やかに法務局に連絡すること。

ハ 債権の内容の確認

(イ) 債権の発生原因及び成立時期の確認

債権は、同一当事者間に同一内容のものが何個も存在し得るものであるもので、いつ、だれとだれの間、いかなる事由によって、どのような内容の債権が成立したかを確認すること。

なお、即決和解の依頼があった事件に限らないが、相手方の債権の発生原因につ

いて疑義のないよう明確にしなければならない。

(ロ) 歳入金に係る債権とそれ以外の債権との区分

歳入金に係る債権と歳入金に係る債権以外の債権との区分は、弁済金の充当順序に関係する場合があるので、その区分を明確にしておく必要がある（債管則第13条2項2号）（参考84）。

(ハ) 利息、遅延損害金の計算

履行期限を経過した場合は遅延損害金を請求できるのが一般的であるが、債管法では、履行延期の特約をする場合は原則として利息を附すものとして（債管法26条1項）（参考85）、これを延納利息と呼んでいる。現在、この延納利息の利率は、原則として年8.25パーセントとされている（債管令29条、昭和32年1月10日大蔵省告示第8号）（参考85）。

他方、履行延期の特約をするまでの間の期間については、利息の約定があれば当初の履行期限までの利息が発生し、また、利息の約定の有無に関わらず、原則としてその期限以後の約定又は法定の遅延損害金（債管法では、延滞金と呼ばれている。）が発生する。したがって、債権が利息、遅延損害金付きのものであるかどうかによって請求金額も異なってくるので、これを調査し、申立時点までに計算可能な利息、遅延損害金については、具体的な金額を算出すること。

遅延損害金の計算は、次の方法で行うこと。

- ① 利率を確認する。特約がない場合は、民事法定利率（年5分・民法404条）又は商事法定利率（年6分・商法514条）による。
- ② 遅延損害金の起算日を確認する。
- ③ 和解期日までの遅延損害金を算出する。期間は、暦に従って計算する（民法143条）（参考86）。
- ④ 計算の結果、円未満の端数が生じた場合は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第2条の規定により、原則としてこれを切り捨てる。

(ニ) 債務者複数の場合の対応

債務者が複数ある場合、相手方がどういう立場で債務を負担しているかによって同人がした弁済、あるいは同人に生じた事由（請求、免除、時効中断等）が他の債務者に及ぼす効果が異なってくる。依頼書の中には、相手方がどういう立場であるのか不明なものもでないよう、これを明確にすること。

二 和解条項案の検討（譲歩の限度）

歳入徴収官等からの即決和解の依頼書には、和解条項案（譲歩の限度）を示すこと。即決和解は、相手方との間に債務の存在や金額等について法律上の争いがない場合に行われるので、その内容は、債管法その他の法令の規定により認められたものでなければならない（債管法31条）（参考87）。譲歩の限度については、債管法上厳格な制約があるので、過誤のないよう留意する必要がある。

特に、留意する事項は次のとおり。

イ) 履行期限

履行期限は、原則として和解成立の日から5年以内でなければならない（債管法25条。ただし、同法24条1項1号及び6号の場合は10年以内までの延長が可能である。）（参考88）。なお、期間計算の始期を分割支払の第1回期日からと誤解している例がまま見受けられるが、和解成立の日が始期であるので、この点は十分に注意が必要である。また、履行延期の特約をする場合は、原則として年8.25パーセントの割合による延納利息を付するものとされている（同法26条1項、債管令29条、昭32.1.10大蔵省告示第8号）。

ロ) 再度の特約

履行延期の特約は、1回限りでなく、前記期間の範囲内で反復して行うことができる（同法25条ただし書）。しかし、国が再和解の義務を負うものではないので、最初の和解条項中に再和解をする旨の条項を加えるべきではない。

ハ) 分割弁済額の定め方

債務者の資産収入からみて妥当な額で、かつ、相手方が各支払期日に継続して弁済できる金額とするのが相当である。

ニ) 免除の可否

① 元本は、原則として免除できない。履行延期等をした債権について、債管法32条1項に該当する場合にのみ可能である（参考89）。そして、この場合にも財務大臣との個別の協議が必要なことに留意のこと（同法38条1項4号）（参考90）。

② 延滞金（遅延損害金。正確には延滞金相当額）は、原則として免除できない。ただし、債管法33条に規定する場合は、これを免除することができる（参考91）。

③ 延納利息（正確には延納利息相当額）は、延長された履行期限内における債務者の元本及び延滞金相当額の完納を条件として、資力状況によりやむを得ない事

情があると認められる場合に限り、免除することができる（債管法 32 条 3 項）（参考 92）。

また、同法 26 条 1 項ただし書、債管令 30 条に定める債権については、延納利息を付さないことができる（参考 93）。もっとも、延納利息を付さないことができる債権についても、延納利息を付した上、完納を条件に免除するのが相当である。

(ホ) 充当の順序

原則として延滞金（遅延損害金）、延納利息、元本の順（民法 491 条）（参考 94）。

ホ 証拠書類の整備

債権の発生原因、内容を証する証拠書類その他必要と認められる書類の写しが添付されているかどうかを点検する。また、相手方が未成年の場合の法定代理人の資格を証する書面、法人である場合の代表者の資格証明書等の有無を確認する。

ヘ 相手方（債務者）との折衝

法務局へ即決和解手続を依頼する場合には、事前に相手方と十分折衝したうえで依頼しなければならない。

相手方との折衝に当たっては、法務局と協議しながら次の点に留意することが必要である。

- (イ) 相手方への連絡（電話又は書面）は、なるべく自宅に行うものとし、勤務先等への連絡は相手方の了解を得て行うこと。
- (ロ) 相手方との折衝は、なるべく相手方の住所地に近い監督署又は労働局において行うこと。相手方が特に希望し、かつ相当の理由があるような場合には、相手方の自宅や勤務先等で折衝せざるを得ないこともある。
- (ハ) 相手方との折衝に当たっては、公正な態度で臨み、言葉遣いにも注意しながら、即決和解の意味内容、和解成立後の支払手続等を丁寧に説明し、納得の上で合意が成立するようにすること。
- (ニ) 相手方との折衝の際に示す具体的な和解条項案は、法令に適合しているものでなければならない。特に、遅延損害金の免除の可否や延納利息の利率及び免除、履行延期の期間に留意し、また、相手方が当局の依頼内容と違う分割弁済額を申し出た場合には、再度、対応可能か協議すること。

なお、債権額が多額のため、履行期間内にその全部を履行できないような場合で

も、場合によっては再和解の方法により、更に分割弁済が可能であることも説明しておくこと（ただし、再和解あるいはそのための話し合いを国に義務付けるような和解条項を加えることはできないので、注意のこと。）。

（イ） 和解期日には、必ず出廷するよう確約させること。相手方本人が病氣療養中や長期海外出張等のため、和解期日に出頭できない場合は、裁判所の許可を得て、相手方の配偶者等を訴訟代理人とし、和解手続を行うことも可能である（民訴法54条1項ただし書）（参考95）。

（ロ） 相手方が在監者である場合は、当該施設の長に対し、接見を依頼すること。既に出所しあるいは移送されている場合があるので、速やかに収容の有無を確認し、接見の日時を設定すること。

② 依頼の取下げ等

一般的に債務者に対して即決和解に着手した後、おおむね6ヵ月を経過しても成立の見込みが立たないときは（消滅時効完成のおそれがあるときは、その完成前に）、支払督促の申立てをし、又は本訴を提起するとされており、以下のような措置を即決和解の依頼があつてから、おおむね3ヵ月を経過した時点で成立の見込みが立たない場合に、法務局より検討を要望されることが考えられる。

具体的には、次のような措置をとること。

イ 法務局と協議の上、訴訟手続をとるべきものと判断した場合は、既に依頼した即決和解を訴訟手続によって行うことを依頼する旨の文書の作成送付を行い、訴訟手続を進めること。

ロ いったん依頼を取り下げ、当局において更に折衝等を行うことが相当と判断される場合、あるいは当局の側に訴訟手続への移行を希望しない等の事情がある場合には、即決和解の依頼の取下げ方を指導してもらうこと。なお、依頼取下げについては、消滅時効完成時期を考慮し、債権管理上問題が生じないよう、法務局と十分協議する必要がある。

ハ 相手方と容易に連絡がとれない場合は、そのまま放置することなく、相手方への連絡、所在の調査を依頼し、その結果によっては、公示送達の方法による本訴の提起（行方不明の場合）又は依頼の取下げ方を検討すること。

(3) 再 和 解

① 再和解概説

国の債権に関する再和解（注）は、既に確定判決、即決和解調書等の債務名義を取得

している債権の履行期を即決和解によって再度延長するものである。

② 再和解という制度が特別にあるわけではなく、即決和解の一つとして、再度の和解、再々度の和解を再和解、再々和解などと呼んでいる。

債管法上、歳入徴収官は、5年以内の履行延期の特約をした債権について、更に履行延期の特約をすることができるものとれされており（同法25条ただし書）、これに代わる再度の即決和解を排除していないものと解される。

② 再和解の依頼手続

再和解の依頼手続については、最初の和解の場合と同様である。

③ 再和解の留意点

イ 当初の和解の内容及び分割弁済金の支払・充当状況を確認する。

ロ 再和解の場合の和解条項（譲歩の限度）については、分割弁済金が延滞金、延納利息及び元本のうち、いずれに充当中のものであるか、また、相手方の支払が滞ったかどうかによって異なってくるので、注意を要する。支払が滞ったかどうかの認定については、諸般の事情を総合したうえ、相手方の弁済が誠実に行われてきたかどうかの観点からすべきものとされている。

④ 和解不成立の場合の措置

相手方の不出頭や和解不調により即決和解手続が終了したときは、1か月以内に訴えを提起しなければ、時効中断の効果は消滅する（民法151条）（参考96）。

したがって、この場合は、法務局と協議を行い、訴訟手続をとるのが相当と判断したときは、改めて訴訟手続の実施方を依頼する旨の文書を送付し、以後の手続を進める。

また、和解不調の場合は、相手方にも異存がなければ当事者双方の申立によって直ちに訴訟手続に移行することもできる（民訴法275条2項）。したがって、不調が予想される場合は、予め訴訟移行の申立をするか否かを、法務局と協議しておく必要がある。

3 支払督促

(1) 概 説

① 意 義

支払督促手続とは、金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について、「仮執行宣言付支払督促」という簡易迅速な方法で債権者に債務名義を得させる特別の訴訟手続である（民訴法382条～397条）。すなわち、支払督促は、債権者の申立てにより、請求権の存在に争いのないことを前提として債務者を審尋

せずに、証拠調べもしないで、書面審理のみによって発せられるものである。そして、この支払督促に対して債務者が一定期間内に適法な督促異議の申立てをしないときは、債権者の申立てにより仮執行の宣言を付し、さらに、この仮執行宣言付支払督促に対しても、債務者が一定期間内に適法な督促異議の申立てをしないときは、その仮執行宣言付支払督促に確定判決と同一の効力（確定力及び執行力。ただし、既判力は認められない。）を付与する裁判手続である。

② 支払督促手続の特別要件

支払督促手続には、特別な規定のある場合を除き、その性質に反しない限り、訴えに関する規定が準用される（民訴法 384 条）（参考 97）。

支払督促手続についての特別要件は、次のとおりである。

イ 一定数量の金銭その他の代替物又は有価証券を目的物とする給付請求に限られること（民訴法 382 条）（参考 98）

特定物の引渡し、建物からの退去、意思表示その他の作為又は不作為などを目的とするものは、支払督促手続によることはできない。

ロ 現在の給付請求に限られること

支払督促手続は、即時執行が可能な場合に許されるので、将来の給付請求、期限付請求、条件付請求は、原則として許されない。他方、引換給付請求及び代償請求は、即時執行が可能であるから許されると解されている。

なお、遅延損害金などの附帯請求は、当然許される。

ハ 債務者に対する当初の支払督促の送達が日本国内で、かつ、公示送達によらずに実施できる場合に限られること（民訴法 382 条ただし書）

支払督促の送達は、通常送達（書記官、執行官又は郵便配達人による送達）の方法によって実施できる場合でなければならない。したがって、当局から依頼したときは、債務者の住所及び居住の有無がきちんと調査していなければならない。

なお、送達に関する特別要件は、債務者に異議申立ての機会を保障するためのものである。債務者が当初の支払督促の送達を受けた後、行方不明となり、そのために第二段階である仮執行宣言付支払督促の送達ができなくなった場合には、公示送達の方法によることも許される。

(2) 依頼手続

支払督促の申立手続は、当局からの訴訟手続の依頼を端緒として開始される。

歳入徴収官等が法務局長又は地方法務局長に依頼する場合の要領については、財務大臣

通達が出されている（昭32. 1. 10蔵計105）。

① 依頼前の確認留意事項

イ 消滅時効完成時期の確認

まず、依頼に係る債権について消滅時効の完成時期が切迫していないか、時効中断措置がとられているかどうかを検討する。その結果、消滅時効の完成時期が切迫しているときは、これを完成させてしまうことのないよう、急いで時効中断の措置をとること。

なお、申立先については、口で説明するが、これが申立時点を基準として決定されるため、住所の調査時点以後支払督促の申立てまでの間に債務者が申立先の属する簡易裁判所の管轄外に転居してしまえば、調査に基づく住所を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に申し立てても、申立先を誤ったものとして却下されることになる（民訴法385条1項、383条1項）（参考99）。したがって、時効切迫事案について支払督促の申立てを行うについては、債務者の転居可能性や管轄違いによる却下決定がされても、なお、訴訟手続きを取る時間的余裕があるか否か等、特に慎重な配慮と判断が必要とされることに留意すること。

ロ 債務者の住所の確認

原則として債務者の住所又は居所によって支払督促申立ての申立先が決まる（民訴法383条1項）。支払督促の送達については、前述のとおり特別の要件があり、また、申立て前に債務者が当該簡易裁判所の管轄区域外に住所を移転していた場合は、申立先を誤ったことになる（したがって、申立ては却下される。民訴法385条1項）ので、債務者の住所をきちんと確認すること。

債務者が在監者の場合は、当該収容施設に対し、早めに収容の有無、仮出所の見込み等を確認しておくこと。

ハ 債権の内容の確認

債権、特に金銭債権は、契約日や弁済期のみが異なっているなど、同一当事者間に同一内容のものが何個も存在し得るものであるので、いつ、だれとだれの間、いかなる事由によって、どのような内容の債権が成立したか、その確認作業が常に必要である。なお、債権の発生原因について疑義がある場合には、即決和解(2)、ハ、イにおいて説明したとおりである。

また、債務者がどういう立場で債務を負担しているのか、明確にすること。

ニ 証拠書類の整備

支払督促は、債務者から適法な督促異議の申立てがあれば、直ちに本訴手続に移行する（民訴法395条）（参考100）。したがって、事前の準備段階において、本訴手続への移行があり得ることを十分念頭におき、法務局への依頼書に添付している書類等を精査して必要な証拠を収集し、債務者の督促異議に備えておく必要がある。

② 争訟手続の選択

法務局への訴訟手続の依頼をする場合、まず、債務者に対して即決和解の折衝をし、債務者がこれに応ずるときは、即決和解の申立てをし、次に、債務者が即決和解に応じない場合において、債務の存在又は金額等につき争う意思が明らかでないときは、支払督促の申立てをするものとされている。

債務者との折衝が不十分なまま支払督促の依頼をするケースがあり、また、いきなり本訴を提起した方がよいと思われる事案もあるので、積極的に法務局と連絡を取り合い、債務者に対して即決和解の意思の有無を確認するなど、適切な処理を心がけるべきである。

(3) 支払督促の効力

支払督促は、債務者に送達された時に効力を生じる（民訴法388条1項）（参考101）が、これは執行可能な債権の内容を確定させる裁判所書記官の処分にすぎないので、支払督促が発付されただけでは執行力は生じない。

支払督促は、仮執行宣言前に適法な督促異議の申立てがあったときは、その督促異議の限度で効力を失う（民訴法390条）（参考102）。また、債権者が仮執行宣言の申立てをすることができるときから30日以内にその申立てをしないときも、その効力を失う（民訴法392条）（参考103）。したがって、この期間を徒過して支払督促を失効させることのないように十分注意すること。

(4) 仮執行宣言手続

債務者が支払督促送達の日から2週間以内に督促異議の申立てをしないときは、債権者の申立てにより、仮執行宣言が付される（民訴法391条1項）（参考104）。支払督促は、この仮執行宣言によって即時に執行力を生じ、仮執行宣言を付した支払督促の正本は、「執行力ある債務名義」となり（民訴法22条4号）、改めて執行文の付与を受けることなく執行をすることができる（同法25条ただし書き）。ただし、宣言が付された以後に承継がある場合は除かれる。

仮執行宣言の申立てをすることができる期間は、原則として、債務者に対する支払督促送達後2週間を経過したとき（民訴法391条1項）（参考104）から30日以内であ

る（同392条）。すなわち、債務者に対する支払督促送達の日翌日から起算して（同95条、民法140条）（参考105、106）2週間目の最終日の翌日から始まり、その日から起算して30日経過することによって終了する。

債権者がこの期間内に仮執行の宣言を申し立てないと、支払督促は失効することになるので、法務局は、支払督促が発付された旨の通知を受けたら、当局へも通知し、債務者への送達日を確認し、期間経過によって支払督促が失効することのないよう注意することとなる。

(5) 支払督促に対する異議

支払督促に対する督促異議の申立ては、支払督促手続において債務者に認められた唯一の不服申立方法である（民訴法386条2項）（参考107）。債務者には、仮執行の宣言が付される前と後の2回にわたり督促異議の申立ての機会が与えられており、それぞれ仮執行宣言前の督促異議（民訴法390条）、仮執行宣言後の督促異議（民訴法393条）（参考108）と呼ばれている。

① 仮執行宣言前の督促異議

適法な督促異議の申立てがあると、当該支払督促は督促異議の範囲内で失効し（民訴法390条）、その請求は、事物管轄の規定に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発付した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされ、直ちに判決手続に移行する（民訴法395条）。

② 仮執行宣言後の督促異議

仮執行宣言付支払督促に対し、適法な督促異議の申立てがあると、当該支払督促手続は訴訟手続に移行する。しかし、仮執行宣言前の督促異議においては、支払督促が直ちに失効するのに対し、仮執行宣言後の督促異議においては、支払督促が失効するわけではなく、仮執行宣言付支払督促の確定が遮断されるのみである（民訴法396条）（参考109）。

なお、債権者は、仮執行宣言後の督促異議の申立てがあっても、強制執行を開始することができるので、債務者がその執行を避けるためには、強制執行の停止を申し立て、その決定（命令）を得なければならない（民訴法398条）（参考110）。

事 例
(支払督促)

平成7年5月18日大阪府——の道路上で、車を巡るトラブルから、債務者Aが被災者Bを殴打し、労災保険による療養、休業補償給付を支給したことにより、当該債権が発生したものである。

債権発生年月日 平成8年3月13日
履行期限 平成8年4月1日
債 権 額 1,843,822円

処理経過

平成 8年 3月13日	納入告知
平成 9年 3月11日	債務承認・・・・・・・・別紙1
平成10年 1月22日	納入督促
平成10年11月26日	納入督促
平成11年12月20日	納入督促
平成12年 2月 2日	債務者Aの住所地を管轄する大阪法務局長あて支払督促の申立て・・・・・・・・別紙2
平成12年 2月23日	大阪法務局長から大阪簡易裁判所に対する支払督促の申立て・・・・・・・・別紙3
平成12年 3月 4日	債務者あて送達
平成12年 4月 4日	仮執行宣言申立て
*平成12年 5月 2日	債務者Aより債務全額弁済
平成12年 5月11日	仮執行宣言付支払督促確定
平成12年 5月29日	大阪法務局長から争訟事件の申立て及び終了について(通知)・・・・・・・・別紙4

* 平成12年3月6日に債務者Aより裁判所及び基準局に、支払う意思があるので手続をやめてほしい旨、電話あり。

(注) 平成12年1月31日に地方法務局において民事訴訟法に基づく支払督促手続について、次の点について事務指導を受ける。

- ・ 支払督促の申立てを提出する法務局は、債務者の所在するところであり、今回は、債務者が大阪市在住のため、大阪法務局に提出してもらうことになる。
- ・ 時効が近いので至急処理が必要である。

労働者災害補償保険法第12条の4に
基づく損害賠償金の債務承認について

債務額 一金 1,843,822円

上記金額は、当方に納付義務があることを承認し、下記のとおり納付することを誓約いたします。

記

交通事故で現在通院中のため、完治しだい定期的に支払いします。

平成9年3月11日

住所 東淀川区 _____

氏名 A

— 労働基準局長殿

平成 12 年 2 月 2 日

大阪法務局長 殿

歳入徴収官

—— 労働基準局長

支払督促の申立てについて

下記の者に対する労働者災害補償保険法による求償債権について、国の債権の管理等に関する法律第 15 条により支払命令の手続きを依頼します。

記

1 債務者

住 所 大阪市東淀川区 _____

氏 名 A

職 業 運転手

生年月日 昭和 一 年 一 月 一 日生

連絡先 電話番号不明

2 債権の内容

債 権 金 額 円 1, 8 4 3, 8 2 2

(履行期限 平成 8 年 4 月 1 日)

延滞金債権

履行期限の翌日から年5パーセントの割合により計算した額

消滅時効完成日

平成12年3月11日

(平成9年3月11日債務承認により3年)

3 債権発生原因

—— 労働基準監督署長が労働者（被害者）の業務上の事由による負傷に対し、労働者災害補償保険法に基づく保険給付を行い、同法第12条の4の規定により第三者（加害者）に対して有する損害賠償の請求権を取得したことによる。

(1) 負傷の概要

イ 労働者（被害者）の表示

住 所 _____

氏 名 B

職 業 運転手

生 年 月 日 昭和一年一月一日生

ロ 日 時

平成7年5月18日 午前1時30分頃

ハ 場 所

大阪府 _____

(主要地方道 大阪、池田線走井交差点)

ニ 発生状況

労働者(被害者)Bは、——(株)——支店の運転手として勤務し、平成7年5月17日午後8時頃事業場所有の大型貨物自動車(10吨)に1人で乗車し、納品先である大阪市——————に所在する——工業に向け出発した。

事業場を出発して途中、——町の食堂——で夕食後、国道9号線、国道181号線、中国自動車道を経由、池田インターチェンジを降り、主要地方道大阪池田線を走行、約15分後の平成7年5月18日午前1時30分頃、——交差点で赤信号のため停車していたところ、被害者の後方を走行していた債務者(加害者)Aが突然運転席のドアを開いて拳で数回顔面を殴り、トラックからひきずり下し負傷させたものである。

発生原因は、被害者Bが馴れない道路を走行したため車線変更を再三繰り返したことにより、後方を走行していた加害者Aが、被害者Bがわざと進路を妨害したと錯覚し暴行に及んだものである。

ホ 労働者(被害者)の受けた傷害等の内容

外傷性クモ膜下出血、脳挫傷、右頭頂部・側頭部頭蓋骨骨折

4 —— 労働基準監督署長が当該労働者(被害者)に支給した保険給付及び債権確認調査決定額等

(1) 保険給付の種類、金額

療養補償給付

期 間 平成7年5月18日～平成7年9月30日

金 額 ￥768,251

休業補償給付

期 間 平成7年5月18日～平成7年9月30日

金 額 ￥1,075,571

(2) 被害者の損害額等

治療費 ¥768,251 (給付額に同じ)

休業損 ¥1,792,707 (13,479×133日)

加害者からの受領額

¥500,000 (交通費、介護費及び見舞金の一部)

(3) 加害者の損害額

なし

(4) 求償額等

過失割合 加害者 100% 被害者 0%

療養補償給付分

¥768,251

休業補償給付分

¥1,075,571

合計 ¥1,843,822

(5) 保険給付の支払並びに求償額決定の経緯

別紙4参照

5 債務者との折衝経緯

(1) 債務者Aに対し国の債権の管理等に関する法律に基づく納入告知書は前記4の(5)のとおり送付した。

その後、納入がないため平成9年3月11日本人に面接したところ、東淀川区に転居、平成8年6月、8月交通事故のため通院加療中で職に就いておらず、支払できる状態になく、負傷が完治次第、定期的に支払うことを約束し、時効の中断事由たる債務承認書を提出したものである。

平成10年1月21日、事前に文書で連絡していた場所で待合せをするも、債務者出頭せず、債務者の自宅電話番号及び平成9年3月11日面接時、債務者より聴取した携帯番

号に電話するが連絡不能であった。

平成10年6月26日以降、再三に亘り納付依頼通知を送付するが、納付はなく又、書状の回送はなかつたものである。

平成10年11月26日、債務者宅を待合場所とした面会通知を行ったが、債務者不在。

平成11年12月20日、債務者宅を訪問したところ、同居人の女性が面会、債務者について尋ねたところ、一緒に居ることは認めるも、勤務先等肝心な事については知らない、分からないの一点張りの回答であり、平成9年3月債務者が提出した債務承認を示し、平成11年12月末までに再度提出方について債務者に伝言を依頼した。

平成11年12月21日、再度債務者宅を訪ねたが不在であった。

債務承認の提出がなく、平成12年1月7日付けで債務承認の提出督促を内容証明及び配達証明により債務者に送付したが、債務者不在のため平成12年1月15日まで東淀川郵便局で保管、同日までに債務者が受取に行かず、平成12年1月18日付けで回送された。

平成12年1月19日付けをもつて、普通郵便にて平成12年1月27日を提出期限とする同書類を送付するも、現在まで提出なし。

(2) 債務者からの本件債務の弁済の有無

なし

6 その他参考事項

被害者側と加害者側との間の示談の有無

なし

7 貴局との連絡に当たる当局の職員

_____ 労働基準局労災補償課

電話 _____

担当者 労働事務官 _____

(添付書類)

- 1 第三者行為災害調査復命書写
- 2 債務者の住民票写
- 3 債務承認書写
- 4 債権確認調査決定決議書写
- 5 納入督促復命書等写
- 6 債務者への内容・配達証明通知書写

支払督促申立書

- 1 事件名 損害賠償請求事件

- 1 当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

- 1 請求の趣旨 別紙「請求の趣旨」記載のとおり

- 1 請求の原因 別紙「請求の原因」記載のとおり

- 1 訴訟物の価格 金 1, 843, 822 円

- 1 貼用印紙額 金 7, 450 円

- 1 添付書類 指定書 1 通

平成 12 年 2 月 23 日

上記債権者指定代理人

大 阪 簡 易 裁 判 所 御 中

当事者目録

債権者 国

上記代表者 法務大臣 ○○ ○○○

〒540-8544

大阪府中央区谷町2丁目1番17号

大阪第2法務合同庁舎

大阪法務局訟務部租税訟務部門(送達場所)

(電話 _____ 内線 _____)

(FAX _____)

上記指定代理人 上席訟務官 _____

訟務官 _____

〒 _____

_____ 労働基準局労災補償課

(電話 _____)

上記指定代理人 労働事務官 _____

〒 _____

大阪府東淀川区 _____

債務者 _____

請求の趣旨

債務者は債権者に対し、下記金員を支払えとの支払督促を求める。

記

- 1 債権額金 1, 843, 822 円及びこれに対する平成 8 年 4 月 2 日から
支払済に至るまで年 5 分の割合による金員
- 2 金 8, 540 円 (督促手続費用)
内訳 金 7, 450 円 (本申立貼用印紙代)
金 1, 090 円 (送達費用)

請求の原因

- 1 債務者A（以下、「債務者」という。）は、平成7年5月18日午前1時30分ころ、大阪府 ————— の府道大阪池田線 ——— 交差点を走行中、前方赤信号のため停車していた申立人B（以下「被害者」という。）運転のトラックに近寄り、突然運転席のドアを開け、拳で顔面を数回殴った上、トラックから引きずり下ろし、被害者に外傷性クモ膜下出血、脳挫傷、右頭頂部・側頭部頭蓋骨骨折の傷害を負わせ、損害を与えたものである。
- 2 債権者国（以下、「債権者」という。）は、被害者の請求に基づき、本事件による被害者の負傷は業務上の事由によるものとして、労働者災害補償保険法に基づく保険給付を行ったことにより、被害者が債務者に対して有する損害賠償請求権（同法12条の4）を取得したものである。
- 3 よって、債権者は、債務者に対し、請求の趣旨記載のとおり、債権者が被害者に支払った労働者災害補償保険法に基づく保険給付金1,843,822円及びこれに対する平成8年4月2日から支払済に至るまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めるため、本申立に及ぶものである。

—— 労働局長 殿

大 阪 法 務 局 長

争訟事件の申立て及び終了について（通知）

平成 1 2 年 2 月 2 日付け —— 発 4 9 号で依頼があった件については、下記のとおり申立てをしたところ、本年 5 月 1 1 日（仮執行宣言付支払督促の確定）により終了しましたので、通知します。

記

当 事 者	債権者 国	債務者 A
事件番号	大阪簡易裁判所 平成 1 2 年（口）第 7 2 6 号	
事 件 名	損害賠償請求（支払督促申立）事件	
申立年月日及びその内容		
	平成 1 2 年 2 月 2 3 日支払督促申立て	
	平成 1 2 年 4 月 4 日仮執行宣言申立て	
	平成 1 2 年 5 月 1 1 日仮執行宣言付支払督促確定	
添付書類	仮執行宣言付支払督促正本（写し）	1 通
	確定証明書	1 通

(参 考 条 文)

(参考1)

出 事 程

(返納金の戻入)

第58条の2 資金前渡官吏が支払った金額に係る返納金は、これをその支払った金額に戻し入れることができる。ただし、重大な過失により過誤払渡となった金額に係る返納金又は当該資金前渡官吏が毎会計年度所属の歳出金を支払うことができる期限経過後収納された返納金（日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第39条第2項または第3項に規定する手続をとつたものを除く。）については、この限りではない。

② 資金前渡官吏は、前項本文の規定によりその支払った金額に戻し入れることができる返納金が国の内部における支払に基くものであるときは、債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）別紙第2号書式に準じ納入告知書を作成してその返納をすべき職員に送付しなければならない。

③ 資金前渡官吏は、前項の規定により納入告知書を送った返納金で毎会計年度所属の歳出金を支払うことができる期限までに収納済とならなかつたものについては、当該期限経過後直ちにその金額、年度、歳出科目、返納すべき職員の官職及び氏名を歳入徴収官に報告しなければならない。

(注) 金銭会計における歳入歳出の整理は、出納整理期間の設定により前年度所属の歳入歳出として取り扱うことが可能であるが、債権の管理については、歳入金に係る返納金債権であろうと、歳出の金額に戻入される返納金債権であるとを問わず、すべて債権の法律的効力が発生した日をもって発生年度の区分とする。

しかしながら、債権管理法令上は新年度に発生した返納金債権であっても、出納整理期間中は、債権取立ての結果生ずる収入金は前年度所属の歳出の金額に戻入される。

〔例〕平成12年度（出納整理期間を含む。）の支払において過誤払があり、これを出納整理期間中に発見し、12年度の前渡資金へ戻入した場合、出納計算書は12年度、13年4月分として計上するが、債権管理については、当該債権の発生通知に基づいて債権管理簿に登載した時期が13年4月であるから、13年度分の債権管理計算書に計上することとなる。

(参考2)

会 計 法

<過年度収入及び返納金戻入>

第9条 出納の完結した年度に属する収入その他予算外の収入は、すべて現年度の歳入に組み入れなければならない。但し、支出済となった歳出の返納金は、政令の定めるところにより、各々支払った歳出の金額に戻入することができる。

(参考3)

民 法

第703条【不当利得の要件・効果】法律上ノ原因ナクシテ他人ノ財産又ハ勞務ニ因リ利益ヲ受け之カガメニ他人ニ損失ヲ及ホシタル者ハ其利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ

(参考4)

予 決 令

(返納金を戻入することができる場合)

第33条 支出済となった歳出の返納金は、その支払った歳出の金額にこれを戻入することができる。但し、重大な過失により誤払過渡となった金額についてはこの限りでない。

(参考5)

債 管 法

(帳簿への記載)

第11条 歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は国に帰属したとき（政令で定める債権については、政令で定めるとき）は、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。

2 歳入徴収官等は、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を帳簿に記載しなければならない。

(参考6)

債 管 令

(調査、確認及び記帳を要する事項)

第10条 法律第11条第1項に規定する政令で定める事

項は、次に掲げる事項とする。

- 1 債権の発生原因
 - 2 債権の発生年度
 - 3 債権の種類
 - 4 利率その他利息に関する事項
 - 5 延滞金に関する事項
 - 6 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
 - 7 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項
 - 8 解除条件
 - 9 その他各省各庁の長が定める事項
- 2 歳入徴収官等は、債権の管理上支障がないと認められるときは、財務省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項の記載を省略することができる。
- 3 第8条第4号から第6号までに掲げる債権の債権金額は、その支払われるべき金額が確定した場合を除くほか、記載することを要しない。
- 4 第1項第2号に掲げる債権の発生年度の区分及び同項第3号に掲げる債権の種類は、財務省令で定める。
- 5 歳入徴収官等は、法第11条の規定により外国通貨をもって表示される債権の内容に関する事項を債権管理簿に記載するときは、債権金額を当該外国通貨をもって表示し、財務大臣が定める外国為替相場でこれを換算した本邦通貨の金額を附記するものとする。
- 6 歳入徴収官等は、法第20条第1項に規定する担保物及び債権又はその担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件の保存に関する事項を債権管理簿に記載しなければならない。
- 7 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載したものについてその管理に関する事務の処理上必要な措置をとつたとき、当該債権が消滅したことを確認したとき又はその管理に係る事実で当該事務の処理上必要なものがあると認めるときは、そのつど遅滞なく、これらの内容を債権管理簿に記載しなければならない。

(参考7)

債 管 則

(債権の調査確認の書類)

第10条 歳入徴収官等は、法第11条第1項の規定によ

りその所掌に属する債権について調査確認したときは、その調査確認した事項を明らかにした書類を作成するものとする。

(発生年度の区分及び債権の種類)

第11条 令第10条第1項第2号に規定する債権の発生年度の区分は、別表第1に定めるところによる。

2 令第10条第1項第3号に規定する債権の種類は、別表第2に定めるところによる。

(参考8)

債 管 則

(納入の告知に係る履行期限の設定及び弁済充当の順序)

第13条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権の履行期限については、法令又は契約に定めがある場合を除き法第11条第1項の規定により債務者及び債権金額を確認した日から20日以内における適宜の履行期限を定めるものとする。

(参考9)

債 管 令

(延滞金を免除することができる範囲)

第34条 法第33条第3項に規定する政令で定める国の債権は、次に掲げる債権とする。

7 債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係る債権

(参考10)

債 管 令

(帳簿への記載を行うべき時期の特例)

第8条 法第11条第1項に規定する政令で定める債権は、次の各号に掲げる債権とし、同項に規定する政令で定めるときは、当該債権について当該各号に掲げるときとする。

1 利息、国の財産の貸付料若しくは使用料又は国が設置する教育施設の授業料に係る債権 その発生の原因となる契約その他の行為をした日の属する年度に利払期又は履行期限が到来する債権にあつては、その行為をしたとき、当該年度の翌年度以後の各年度に利払期又は履行期限が到来する債権にあつては、当該各年度の開始したとき（当該各年度の4月中に利払期又は履行期限が到来する債権で大蔵省令で定めるものについては、前年度の3月中において大蔵省令で定めると

き。)

- 2 一定期間内に多数発生することが予想される同一債務者に対する同一種類の債権で、法令又は契約の定めるところによりこれをとりまとめて当該期間経過後に履行させることとなつてゐるもの 当該期間の満了の日の翌日からその履行期限までの間において各省各庁の長が定めるとき。
- 3 法令の定めるところにより国の行政機関以外の者によつてのみその内容が確認される債権 その者が当該債権の内容を確認したとき。
- 4 延滞金に係る債権 当該延滞金を附することとなつてゐる債権が履行期限の定のあるものである場合には、当該履行期限が経過したとき、当該債権が損害賠償金へは不当利得による返還金に係るものである場合には、当該賠償又は返還の請求をするとき。
- 5 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第19条第1項に規定する加算金で返還すべき補助金等に関し納付すべきもの、法第36条第10号に掲げる事項についての契約の定をした貸付金に係る債権につきその定に従つて納付させる金額に係る債権その他法令又は契約の定めるところにより一定の期間に応じて附する加算金に係る債権 当該補助金等の返還金の返還を命じ、当該貸付金に係る履行期限を繰り上げる旨の指示又は決定をし、その他法令又は契約の定めるところにより当該加算金を納付することとなつたとき。
- 6 金銭の給付以外の給付を目的とする国の権利についての債務の履行の遅滞に係る損害賠償金その他これに類する徴収金に係る債権で債権金額が一定の期間に応じて算定されることとなつてゐるもの 当該権利の履行期限が経過したとき。

(帳簿への記載を要しない場合)

19条 法第11条第1項に規定する政令で定める場合は、歳入徴収官等が、その所掌に属すべき債権でまだ同項に規定する帳簿(以下「債権管理簿」という。)に記載されていないものについて、その全部が消滅していることを確認した場合とする。

前項の場合においては、歳入徴収官等は、財務大臣の定めるところにより、当該債権について債権管理簿に記

載することができなかつた理由を明らかにしておかなければならない。ただし、当該債権が次に掲げる債権に該当する場合は、この限りでない。

- 1 法令又は契約により債権金額の全部をその発生と同時に納付すべきこととなつてゐる債権
 - 2 健康保険法(大正11年法律第70号)第78条若しくは第79条ノ5第5項、船員保険法(昭和14年法律第73号)第62条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第31条又は厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第84条の規定により国が報酬又は賃金から控除する保険料に係る債権
 - 3 恩給金額分担及国庫納金収入等取扱規則(大正12年勅令第439号)第10条第1項の規定により俸給又は給料から控除する金額に係る債権及び同規則第11条第2項ただし書の規定により納付する金額に係る債権
 - 4 予算決算及び会計令第62条第1項の規定による納付金及びこれに準ずる返納金で現金出納職員が隔地の債権者又は他の現金出納職員に現金の支払をするため日本銀行に交付した資金に係るものに係る債権
 - 5 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律施行令(昭和27年政令第112号)第1項又は第2項の規定による納付金に係る債権
 - 6 接收貴金属等の処理に関する法律(昭和34年法律第135号)第16条の規定による納付金に係る債権(調査、確認及び記帳を要する事項)
- 第10条 法律第11条第1項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 1 債権の発生原因
 - 2 債権の発生年度
 - 3 債権の種類
 - 4 利率その他利息に関する事項
 - 5 延滞金に関する事項
 - 6 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
 - 7 担保(保証人の保証を含む。以下同じ。)に関する事項
 - 8 解除条件

- 9 その他各省各庁の長が定める事項
- 2 歳入徴収官等は、債権の管理上支障がないと認められるときは、財務省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項の記載を省略することができる。
- 3 第8条第4号から第6号までに掲げる債権の債権金額は、その支払われるべき金額が確定した場合を除くほか、記載することを要しない。
- 4 第1項第2号に掲げる債権の発生年度の区分及び同項第3号に掲げる債権の種類は、財務省令で定める。
- 5 歳入徴収官等は、法第11条の規定により外国通貨をもつて表示される債権の内容に関する事項を債権管理簿に記載するときは、債権金額を当該外国通貨をもつて表示し、財務大臣が定める外国為替相場でこれを換算した本邦通貨の金額を附記するものとする。
- 6 歳入徴収官等は、法第20条第1項に規定する担保物及び債権又はその担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件の保存に関する事項を債権管理簿に記載しなければならない。
- 7 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載したものについてその管理に関する事務の処理上必要な措置をとつたとき、当該債権が消滅したことを確認したとき又はその管理に関係する事実で当該事務の処理上必要なものがあると認めるときは、そのつど遅滞なく、これらの内容を債権管理簿に記載しなければならない。

(参考11)

債 管 則

(帳簿への記載を行なうべき時期の特例)

第8条 令第8条第1号に規定する財務省令で定める債権は、同号に掲げる債権で納入の告知をしなければならないもののうち、その利払期又は履行期限から起算して20日前の日が当該利払期又は履行期限の属する年度の前年度の3月中における日に該当するものとし、同号に規定する財務省令で定めるときは、同月中における当該日以前の日とする。

(債権管理簿に記載できなかった場合の措置)

第9条 歳入徴収官等は、債権について令第9条第2項本文の規定により債権管理簿に記載することができなかった理由を明らかにしておくには、適宜の様式による帳簿

に債権の概要、記載することができなかつた理由その他必要な事項を記載してしなければならない。

- 2 歳入徴収官等は、法第12条各号に掲げる者からの通知が遅延したことにより債権について債権管理簿に記載することができなかつた場合には、その者に対してその遅延した事由を疎明すべきことを要求しなければならない。
- 3 前項の規定により要求をされた者は、書面をもつて疎明しなければならない。
- 4 前3項の規定は、歳入徴収官等がその所掌に属すべき債権で債権管理簿にまだ記載されていないものについて当該債権の一部が消滅していることを確認した場合について準用する。

(債権の調査確認の書類)

第10条 歳入徴収官等は、法第11条第1項の規定によりその所掌に属する債権について調査確認したときは、その調査確認した事項を明らかにした書類を作成するものとする。

(発生年度の区分及び債権の種類)

- 第11条 令第10条第1項第2号に規定する債権の発生年度の区分は、別表第1に定めるところによる。
- 2 令第10条第1項第3号に規定する債権の種類は、別表第2に定めるところによる。

(債権管理簿の記入の方法)

第12条 債権管理簿の記入の方法に関し必要な事項は、別表第4に定めるところによる。

(参考12)

予 決 令

(徴収簿)

第131条 歳入徴収官は、徴収簿を備え、徴収決定済額収納済歳入額、不納欠損額及び収納未済歳入額を登記しなければならない。

(参考13)

歳 事 程

(徴収整理簿への登記)

第41条 分任歳入徴収官(第46条の2に規定する分任歳入徴収官を除く。以下第43条第2項に規定する場合を除き、第42条から第46条までの各条において同じ。)は、調査決定をしたときは、直ちに調査決定年月

日、徴収決定済額その他必要な事項を別紙第8号書式の徴収整理簿に登記しなければならない。

(参考14)

債管則

(債権を消滅したものとみなして整理する場合)

第30条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載したのものについて、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。

- 1 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債権者がその援用をする見込があること。
- 2 債務者である法人の清算が終了したこと(当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について第1号から第4号までに掲げる事由がない場合を除く。)
- 3 債務者が死亡し、その債務について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び国以外の者の権利の金額の合計額をこえないと見込まれること。
- 4 破産法(大正11年法律第71号)第366条ノ12、会社更生法(昭和27年法律第172号)第241条その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたこと。
- 5 当該債権の存在につき法律上の争がある場合において、法務大臣が勝訴の見込がないものと決定したこと。

(参考15)

債管法

(納入の告知及び督促)

第13条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権(申告納付に係る債権その他の政令で定める債権を除く。)について、履行を請求するため、会計法第6条の規定によるもののほか、政令で定めるところにより、債権者に対して納入の告知をしなければならない。

(参考16)

債管令

(納入の告知)

第13条 第5条第1項第2号又は第3号に掲げる事務を行なう者は、法第13条第1項の規定により納入の告知をしようとするときは、当該告知に係る債権の内容が法令又は契約に違反していないかどうかを調査しなければならない。

- 2 前項の納入告知は、同一債務者に対する債権金額の合計額が履行の請求に要する費用をこえない場合を除くほか、法第11条第1項の規定により債務者及び債権金額を確認した日(履行期限の定のある債権にあつては、その確認した日と当該履行期限から起算して20日前の日とのいずれか遅い日)後遅滞なく、しなければならない。
- 3 予算決算及び会計令第29条の規定は、第1項の規定による納入の告知について準用する。

(参考17)

債管則

(納入の告知に係る履行期限の設定及び弁済充当の順序)

第13条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権の履行期限については、法令又は契約に定めがある場合を除き、法第11条第1項の規定により債務者及び債権金額を確認した日から20日以内における適宜の履行期限を定めるものとする。

2 歳入徴収官等は、次に掲げる債権について納入の告知をする場合に、納付された金額が当該債権の金額及び利息、延滞金又は一定の期間に応じた付する加算金(以下この項及び第20条の2において「延滞金等」という。)の金額の合計額に足りないときは、その納付された金額を先ず当該債権に充当し、次いで延滞金等に充当する旨を明らかにすることができる。

- 1 法第33条第3項に規定する債権
- 2 歳入金に属する返納金以外の返納金に係る債権

(歳入徴収官等の行なう納入の告知の手続)

第14条 歳入徴収官等は、法第13条第1項の規定により、債務者に対して納入の告知をする場合には、同一債務者に対する債権金額の合計額が履行の請求に要する費用をこえない場合を者及び債権金額を確認した日(履行期限の定のある債権にあつては、その確認した日と当該履行期限から起算して20日前の日とのいずれか遅い日)後遅滞なく、債務者の住所及び氏名又は名称、納付

すべき金額、期限及び場所、弁済の充当の順序その他納付に関し必要な事項を明らかにした書類を作成しなければならない。

- 2 歳入徴収官等は、前項の書類を作成した後遅滞なく、債務者の住所及び氏名又は名称、納付すべき金額、期限及び場所、その他納付に関し必要な事項を明らかにした別紙第2号書式の納入告知書を作成して債務者に送付しなければならない。ただし、口頭をもってする納入の告知により債務者をして即納させる場合は、この限りでない。
- 3 歳入徴収官等は、前項の規定により納入告知書を作成する場合において、当該債権が歳入金に属する返納金以外の返納金に係るものであるときは、当該返納金に係る支出官又は資金前渡官吏の取引店以外の日本銀行に払込をさせるものであつて、至急戻入を要するものであるときは、その告知書の表面余白に「要電信戻入」と朱書しなければならない。
- 4 歳入徴収官等は、第2項の規定により納入告知書を送付した場合において、当該債権が歳入金に属する返納金以外の返納金に係るものであるときは、同項に規定する事項を明らかにした書面を当該返納金に係る支払事務担当職員に送付しなければならない。
- 5 歳入徴収官等は、口頭をもってする納入の告知により債務者をして即納させる場合には、その納付を受けるべき現金出納職員に対し、納付すべき金額その他納付に関し必要な事項を通知しなければならない。

(参考18)

会計法

<納入告知の時効中断効力>

第32条 法令の規定により、国がなす納入の告知は、民法第153条（前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(参考19)

債管則

(督促の手続等)

第20条 法第13条第2項の規定により歳入徴収官等が行う履行の督促は、別紙第4号書式の督促状を債務者に送付することにより行うものとする。ただし、必要に応じ、口頭をもって履行の督促を行なうことができる。

(参考20)

国税通則法

(時効の中断及び停止)

第73条 国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

- 1 更生又は決定 その更生又は決定により納付すべき国税の第35条第2項第2号（更生又は決定による納付）の規定による納期限までの期間
 - 2 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税（第68条第1項又は第2項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）に係る賦課決定 その賦課決定により納付すべきこれらの国税の第35条第3項の規定による納期限までの期間
 - 3 納税に関する告知 その告知に指定された納付に関する期限までの期間
 - 4 督促 督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日（同日前に国税徴収法第47条第2項（繰上差押）の規定により差押えがされた場合には、そのされた日）までの期間
 - 5 交付要求 その交付要求がされている期間（国税徴収法第82条第2項（交付要求）の通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）
- 2 前項第5号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいても、その時効中断の効力は、失われない。
- 3 国税の徴収権で、偽りその他不正行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税に係るものの時効は、当該国税の法定納期限から2年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後2年を経過する日までの期間内に次の各号に掲げる行為又は処分があつた場合においては当該各号に掲げる行為又は処分の区分に応じ当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該各号に掲げる日の翌日から、当該法定納期限までに当該行為又は処分があつた場合においては当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。
- 1 納税申告書の提出 当該申告書が提出された日